

企業支配論の新展開（１）

——所有・支配・権力——

坂 本 雅 則

キーワード

法パラダイム
組織パラダイム
構造的支配—権力パラダイム
生産関係
構造的支配
司令的支配権力
制約的支配権力
収益的支配権力

目 次

はじめに

I 既存企業支配論の類型化

1. 法パラダイム

- (1) 論理展開
- (2) 系 譜
- (3) 法フェティシズムのパラダイム

2. 組織パラダイム

- (1) 論理展開
- (2) 系 譜
- (3) 組織フェティシズムのパラダイム

II 既存理論が共有するパラダイムの吟味

1. 小規模個人企業の事例（事例Ⅰ）を通じた二つのパラダイム吟味

- (1) 事例Ⅰを利用することの意義
- (2) 二つのパラダイムを維持した分析と筆者による分析との比較

2. 閉鎖的所有構造下の株式会社の事例（事例Ⅱ）を通じた二つのパラダイム吟味

- (1) 事例Ⅱを利用することの意義
- (2) 二つのパラダイムを維持した分析と筆者による分析との比較

3. 開放的所有構造下における株式会社の

事例（事例Ⅲ）を通じた二つのパラダイム吟味

- (1) 事例Ⅲを利用することの意義
- (2) 二つのパラダイムを維持した分析と筆者による分析との比較

（以上まで本号）

4. 既存理論の有効性と捕捉できない論点

- (1) 法パラダイムの有効性と限界
- (2) 組織パラダイムの有効性と限界
- (3) 既存パラダイムに共通する限界

5. 事例分析から得られたインプリケーション

- (1) 「意思決定」概念の導入
- (2) 「タイプ化された権力」概念の導入

III 統一的パラダイムの提示；構造的支配—権力パラダイム

1. 社会システム一般が持つ構造的規定性（Level Ⅲ）；「構造的支配」概念の導入

- (1) 社会システムの一般性と「階級過程」
- (2) 「階級過程」の変遷

2. 近代以降の社会システムが持つ構造的規定性（Level Ⅱ）；資本運動・蓄積

- (1) 生産関係としての商品関係
- (2) 資本制社会システムにおける「構造的支配」の特質

3. 企業レベルにおける「構造的支配」の再生産（Level Ⅰ）

- (1) 「生産関係」と「企業」
- (2) 「構造的支配」と「支配権力の重層的決定関係」

おわりに —概念的整理—

はじめに

80年代までの「美しき」日本的経営は、90年代におけるバブルの崩壊によってどこかに行ってしまい、それ以後、現在に至るまで、企業の大倒産・企業犯罪・企業不祥事の頻発に加えて、企業業績の悪化が続いている。このような状況に対して、企業の社会的責任なり企業倫理が叫ばれ、それに呼応するように、社会的責任論や企業倫理論が盛んに議論されている。また、企業は経営者に支配されてしまい、「正しい」経営が阻害されているという論理から、「株主の復権」が叫ばれたりもしている。「株主価値」をあげないし株主に向けた経営をすればうまくいくというわけである。

相も変わらず頻発し続ける事件、業績の悪化という事態は、経営者の倫理的な自覚が足りないからなのだろうか。コーポレート・ガバナンスが日本的であるからなのだろうか。もちろんそれもあるだろう。しかし、そもそも企業なり、その方向性に強い影響力を持つとされる経営者というのは、どれだけの自由裁量権を持っているのだろうか。そうせざるを得ない「社会的条件」が存在するのかもしれない。

また、大株主の言うことを聞いて、配当額を巨額なものにすれば、どうして経営が効率的になるというのだろうか。株主の言うとおりの経営政策を実行して、万一経営が失敗したとき、株主がとる責任は制度上、非常に限定的であることを考慮すると、株主だけに大きな権力を認めることは妥当とは言えないだろう。単純に考えて、株主のリスクと従業員のリスクとは同じではないのだ。当然ではあるが、経営者が行使する「権力」と一般従業員の「権力」も同じではない。すなわち、どの主体にどの程度の「権力」が付与されて、行使されたのかということの確定は企業原理論だけでなく、実践的な意味でも非常に重要な問題であると言える。

以上のような問題はすべて、本論文で扱われている「企業における所有と支配」というテー

マに関連する。このテーマはバーリ＝ミーンズの研究を嚆矢として、最近ではコーポレート・ガバナンス論とそれに付随する社会的責任論までがその系譜に属するといえるだろう。そういう意味で、「企業支配論」は国内外を問わず、経済学・経営学・社会学・政治学・法学等の幅広い分野で研究・論争されている古くて新しいテーマである。本論文ではこのテーマを、

I 既存企業支配論の類型化

II-① 三つの事例を通じた、既存理論のパラダイムの吟味

II-② 既存パラダイムの有効性と限界

III 統一的パラダイムの提示

の順序で論述し、企業支配論の新展開を行いたい。

I 既存企業支配論の類型化

まず、既存企業支配論を類型化するわけだが、代表的論者が行う「支配に関する論理展開」を基準に類型化する。そういう意味で、すべての論者を細部にわたって検討しているわけではないことをあらかじめ断っておく。

1. 法パラダイム¹⁾

(1) 論理展開

Berle and Means は、企業支配論そのものの起源であり、現在でもその流れをくむ株式所有の分散もしくは機関・法人への集中に伴う経営者支配論は数多い。そこで、ここでは Berle and Means の「支配」の論理をその代表的なものであると考え、簡単ではあるが、吟味してみる。

1920年代のアメリカで、株式会社制度が広範

1) 周知のように、一般的には Kuhn の「一般的に認められた科学的業績で、一定期間、専門家に対して問い方や答え方のモデルを与えるもの」を意味する。Thomas Kuhn, *The structure of scientific revolutions*, University of Chicago Press, 1962 (中山茂訳『科学革命の構造』みすず書房, 1971年, V頁) から引用。本論文では、両パラダイムが共有する「支配という現象に関して、概念的に説明するときの論理構造」と考えている。

に普及していく過程²⁾で、経済力が集中し、株式所有が大衆化するという、いわゆる株式所有の分散現象³⁾が起きる。この現象を捉えて、Berle and Means は「財産の変革」を説き、株式会社の支配構造にさまざまな形態⁴⁾が生まれているという。彼らにとって、本来の所有権というものは企業に対する三つの機能を意味する。企業に対して収益を得る機能、権力を行使する機能、企業を運営する機能⁵⁾がそれである。

彼らの言う「支配」とは二番目に相当し、周知のように、具体的には取締役(会)の選出権⁶⁾を意味する。株式の分散は支配権が法的所有権から分離する、いわゆる「所有と支配の分離」を進行⁷⁾させ、経営者が支配権を握るようになる⁸⁾経営者支配形態の会社が増大しているという。この事実によって、「株式会社は利潤追求企業としての本質を変え」⁹⁾るという。

(2) 系 譜

同じ論理で支配論を展開している論者は数多い。Larner¹⁰⁾、Blumberg¹¹⁾は方法論的にも直

接的な後継者であり、「経営者支配」の完成を宣言した。

これに対して、Perlo¹²⁾・Burch・Chevalier¹³⁾らは特定家族による株式所有の健在を提示することで、また Fitch and Oppenheimer¹⁴⁾、Kotz¹⁵⁾らは金融機関による株式所有の集中化傾向を提示することで所有者ないし金融支配の健在を指摘した。そして、所有者ないし金融支配の立場を洗練化させた枠組みとして、「所有的利権者のコンステレーションを通じての支配」「金融ヘゲモニー」概念などを提示しているのが Scott¹⁶⁾と Mintz and Schwartz¹⁷⁾ だろ

ゝ瑞穂監訳『巨大株式会社』文眞堂、1980年)を参照した。

- 2) Adolf Berle and Gardiner Means, *The modern corporation and private property*, Macmillan company, 1933, pp. 35-38. (北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究所、1959年、41-43頁)を参照した。
- 3) *Ibid.*, Book 1 chapter 3, 4 (同上訳書、第1篇第3章、第4章)を参照した。
- 4) *Ibid.*, pp. 67-83. (同上訳書、89-107頁)を参照した。
- 5) *Ibid.*, pp. 112-114. (同上訳書、147-149頁)を参照した。
- 6) *Ibid.*, p. 66. (同上訳書、88頁)を参照した。
- 7) *Ibid.*, pp. 110-111. (同上訳書、142-143頁)を参照した。
- 8) *Ibid.*, pp. 244-245. (同上訳書、354-355頁)を参照した。
- 9) *Ibid.*, p. 7. (同上訳書、8頁)から引用。
- 10) Robert Larner, "Ownership and Control in the 200 Largest Nonfinancial Corporations, 1929 and 1963", *American Economic Review*, Vol. L VI, No. 4, September 1966, *Management Control and the Large Corporation*, Dunellen, 1970 を参照した。
- 11) Philip Blumberg, *The Megacorporation in American Societies*, Prentice-Hall, 1975 (中村ノ

- 12) Victor Perlo, *The empire of high finance*, International Publishers, 1957 (浅尾孝訳『最高の金融帝国』合同出版社、1958年)を参照した。
- 13) P.H.Burch, Jr., *The Managerial Revolution Reassessed: Family Control in America's Large Corporations*, Lexington Books, 1972, J.M.Chevalier, "The Problem of Control in Large American Corporations", *Antitrust Bulletin*, Spring, 1969 を参照した。
- 14) Robert Fitch and Mary Oppenheimer, "Who Rules the Corporations?", *Socialist Revolution*, Vol. 1, No. 4, 5, 6, 1970 and Vol. 2, No. 1, 1971 (岩田巖雄・高橋昭三監訳『だれが会社を支配するのか』ミネルヴァ書房、1978年)を参照した。
- 15) David Kotz, *Bank Control of the Large Corporations in the United States*, University of California Press, 1978 (西山忠範訳『巨大企業と銀行支配』文眞堂、1982年)を参照した。
- 16) John Scott, "Who Rules the Corporations?", 1988 (鶴川馨訳「会社を支配するのは誰か」『立教経済学研究』第42巻第2号、1988年), "Control through a Constellation of Interests: Notes towards a Definition", 1988 (植竹晃久監訳; 瀬川新一訳「所有的利権者のコンステレーションを通じての支配—その定義についての評注—」『三田商学研究』第32巻第2号、1989年), *Corporations, Classes, and Capitalism*, Hutchinson, 1979 (中村瑞穂・植竹晃久監訳; 風間信隆他訳『株式会社と現代社会』文眞堂、1983年), *Capitalist property and financial power: A Comparative study of Britain, the United States, and Japan*, New York University Press, 1986 (現代企業研究グループ訳『現代企業の所有と支配: 英国・米国・日本の比較研究』税務経理協会、1989年), Johnノ

う。日本では法人資本主義論を展開する奥村宏¹⁸⁾、会社自体説を展開する北原勇¹⁹⁾、財産所有中心社会から組織中心社会へのパラダイム変換を主張する三戸公²⁰⁾などが含められるだろう。

(3) 法フェティシズム²¹⁾のパラダイム

この学派の特徴は、「支配（力）」の理論的根

拠、Scott and Catherine Griff, *Directors of industry: The British Corporate Network, 1904-76*, Polity Press, 1984 (仲田正機・橋本輝彦監訳『大企業体制の支配構造；イギリス金融資本と取締役兼任』法律文化社, 1987年)などを参照した。

- 17) Beth Mintz and Michael Schwartz, *The Power Structure of American Business*, University of Chicago Press, 1985 (浜川一憲・高田太久吉・松井和夫訳『企業間ネットワークと取締役兼任制；金融ヘゲモニーの構造』文眞堂, 1994年), 高田太久吉, ベス・ミンツ, マイケル・シュワーツ編著『現代企業の支配とネットワーク：日本とアメリカ』中央大学出版部, 1996年などを参照した。
- 18) 奥村宏「所有論ノート」『証券経済』第135号, 1981年, 同『法人資本主義：「会社本位」の体系』御茶の水書房, 1990年などが挙げられる。念のために指摘しておく、これは株式会社制度が持つ制度的特質であるが、会社財産に対する所有権は、株式ではなく、出資者総体としての「社団＝会社自体」にあり、大株主であろうとも直接的な所有権は保持していない。
- 19) 北原勇『現代資本主義における所有と決定』岩波書店, 1984年を参照した。北原は、株式の自由譲渡性によって、株主は企業財産に対する所有権に関して間接化してしまい、会社自体が法律的所有権者となるという近代株式会社一般に共通する性格を指摘した上で、経営者は管理運営を委託された人格で、所有による支配力を代行する存在であるとする。「会社自体」という表現上の同一性から、片岡信之・篠原三郎・有井行夫らの会社自体説と同一視されることもあるようだが、北原は法律的所有権の属性という論理を貫徹させている。したがって、北原説は法パラダイムに分類した。
- 20) 三戸公『財産の終焉：組織社会の支配構造』文眞堂, 1982年を参照した。
- 21) 「フェティシズム」の定義は論者によって異なるが、ここでは「物が持つ一定の社会関係を反映した特質を、物それ自体の属性であると考えてしまうこと」という定義を想定している。Derek Sayer, *The violence of abstraction: the analytic foundations of historical materialism*, Blackwell, 1987, p. 40. から引用。

拠を「法律的（株式）所有権」に置いていることである。すなわち、法律的所有権に「支配（力）」が属性として付随している²²⁾というパラダイムを共有しているわけである。

したがって、「経営者支配」肯定派の Berle²³⁾ and Means, Larner であれば株式の分散を、Blumberg であれば株式の分散とともに機関所有の統一的意思の不在を、奥村であれば法人所有を²⁴⁾、根拠に経営者支配を展開している。逆に、「経営者支配」否定派の Perlo, Burch, Chevalier らは特定家族による株式所有を、Fitch and Oppenheimer や Kotz らであれば金融機関による株式所有を、Scott や Mintz and Schwartz らは「所有的利権者のコンステレーション」なり「金融ヘゲモニー」を、根拠にして所有者ないし金融支配を指摘し、経営者支配を否定した。

以上のことからわかるように、肯定派は言うに及ばず、否定派も否定こそしているものの、その「根拠」は株式所有構造の集中性——この指摘自体には、当然、一定の意義がある——にあり、パラダイム自体は維持されている²⁵⁾。法律的所有権に支配が属性として付随するという認識は、「私的所有権者は所有対象の使用・収益・処分を統一的かつ排他的に行使できる」とする近代的所有権（民法206条）の観点から言えば著しく常識的なものである。しかし、それが現実化するの瞬間風速的でしかないし、時間的な意味での視野を人類史にまで拡大すれ

22) 浅見克彦『所有と物象化：マルクスの経済学批判における所有論の展開』世界書院, 1986年, 167-168頁に同様の指摘がある。

23) Berle は後の著作で金融機関による株式所有の集中化傾向が強まると、パラダイムを「厳格」に守って機関支配を打ち出したことは非常に興味深い。

24) よく批判される点であるが、株式の相互持合が成立してはじめて経営者はその支配力を行使できるというのは実に奇妙な論理である。相互持合が成立する以前はどう説明するのだろうか。

25) 同様の指摘が、Bob Carter, *Capitalism, class conflict and the new middle class*, London, Routledge & Kegan Paul, 1985, p. 94. にもある。

ば、近代的所有権の認識自体、非常識的でさえある。

2. 組織パラダイム

(1) 論理展開

もう一つの流れとして、経営規模の巨大化・経営構造の複雑化の過程で、専門経営者の専門的職能に焦点を当て、経営者支配を展開する支配論が存在する。ここでは、この潮流の論理展開を Burnham によって吟味する。

Burnham は歴史的・時間的・通時的アプローチを重視している。すなわち、人類史における資本主義社会の歴史特殊性を抽出²⁶⁾し、そして資本主義社会における「資本家」の位置²⁷⁾を特定化する。なお、彼の議論は政治体制、イデオロギーなど社会の総体的分析²⁸⁾も意図しているが、ここでは企業の「支配」概念にのみ絞って考察する。

Burnham にとって、生産手段の実質的所有が「支配」に相当する。法律的所有が利益分配請求権にまで堕ちた、株式所有の分散など「所有」とみなしていない。すなわち、彼にとって、「所有」とは支配であり、生産手段の「排他的占有」なのである。生産手段の支配は法律적으로는財産権と要約されるが、彼は法律的概念ではなく支配の事実が大切であると考えている。

Burnham の定義によれば、「支配」とは、① 支配対象に他人が接近するのを防止する能力と、② 支配対象のもたらす生産物の配分における特恵的扱い、とを意味する。この両者を統合して持つグループを支配グループであると考えが、ある特定の状況においては両者が分化していることもあるとする。

こうして、近代社会を資本家社会と規定す

る。すなわち、上記の定義を満たすのが資本家なのであるから近代社会は資本家社会である²⁹⁾と考えるのである。そして、Burnham が『経営者革命』を書いた時期の企業・社会分析を行うことで、新しい階級支配が生成・発展してきているという。いわゆる「経営者社会」の到来³⁰⁾である。

ここでいう「経営者」とは、生産手段を管理する機能を有している者³¹⁾を指す。生産技術の高度化が生産の全過程に変化を及ぼし、経営規模が様々な意味で大規模化すると、当然、総合調整が必要となる。そこに現代の経営者が出現する根拠があるという。そして、より具体的に、会社に関する所有・支配・経営(=経営構造)を経営者、財務担当重役、金融資本家、株主の四つのグループ³²⁾に機能分析し、生産上の技術の高度化を重視³³⁾することで、生産の技術的プロセス担当者群を経営者と定義³⁴⁾し、彼らこそが現代の支配者になりつつあるという。

(2) 系 譜

このパラダイムを受け継ぐ論者としては、「ビジネス・リーダーシップ」概念を提示した Gordon³⁵⁾、「テクノストラクチャ」概念を提示した Galbraith³⁶⁾などが洗練された事例であるといえる。Gordon は「ビジネス・リーダーシップ」をかなり精密・網羅的に具体化することで、積極的リーダーシップ+消極的リーダー

29) *Ibid.*, pp. 59-61. (同上訳書, 63-65頁) を参照した。

30) *Ibid.*, pp. 71-72. (同上訳書, 76-77頁) を参照した。

31) *Ibid.*, p. 77. (同上訳書, 81頁) を参照した。

32) *Ibid.*, pp. 81-85. (同上訳書, 83-89頁) を参照した。

33) *Ibid.*, p. 87. (同上訳書, 91頁) を参照した。

34) *Ibid.*, p. 82. (同上訳書, 87頁) を参照した。

35) Robert Gordon, *Business Leadership in the Large Corporation*, University of California Press, 1948 (平井泰太郎・森昭夫共訳『ビジネス・リーダーシップ』東洋経済新報社, 1954年) を参照した。

36) John Galbraith, *The New Industrial State*, Houghton Mifflin, 1978 (都留重人監訳『新しい産業国家』TBS ブリタニカ, 1980年) を参照した。

26) James Burnham, *The Managerial Revolution*, Indiana University Press, 1941, pp. 9-17. (武山泰雄訳『経営者革命』東洋経済新報社, 1965年, 8-17頁) を参照。

27) *Ibid.*, pp. 27-28. (同上訳書, 28頁) を参照した。

28) *Ibid.*, pp. 18-28. (同上訳書, 18-28頁) を参照した。

シップ＝「支配」³⁷⁾を体系化している。Galbraithは企業の経営規模の巨大化に伴って、生産要素の稀少性が資本から組織に変位したことを強調することで、テクノストラクチャに支配力が移動したと主張する。

(3) 組織フェティシズムのパラダイム

Burnham, Gordon, Galbraithいずれも、企業の経営規模が巨大化し、経営構造が技術的にも組織的にも複雑化していく中で、経営担当者(群)の占める構造的な位置を重視することで、支配論を展開している³⁸⁾。

Burnhamの場合、生産手段の排他的占有者として、「資本家」を規定し、その経営構造上の位置を経営者が代替していることから、現代は——すなわち、当時を——「経営者社会」が到来しつつあると主張した。すなわち、生産手段の結合構造＝経営(体)構造の特定的地位に属性として「支配」が付随するというパラダイムである。Galbraithの場合、生産要素の稀少性が歴史的に土地から資本—資金という意味—へと変位してきて、現代ではそれがテクノストラクチャへと移動したという³⁹⁾。すなわち、

生産諸要素の結合＝経営(体)構造における、要素の相対的稀少性に「支配」が属性として付随するというパラダイムである。Gordonの場合、Burnham, Galbraithと違って、一定の歴史的アプローチを基礎にした社会認識を明示的に提示していない。したがって、パラダイムとしては単に私有財産制度を基礎にした私的企業制度が先験的に措定されており、ビジネス・リーダーシップの属性として「支配」を描いてるにすぎない。

以上のことより、組織フェティシズムは社会認識上の偏差は存在するものの、巨大化かつ複雑化した経営(体)構造⁴⁰⁾(ないしそこにおける組織)に属性として「支配」が付随するというパラダイムを共有しているといえる。

なお、既存理論のパラダイムについての概略図を示すと、表Iのようになる。

システムの典型的な事例といえる狩猟・採集社会では労働力に関しても、土地に関しても豊富であって、生産手段の技術的レベルも高くない。そういう社会で「支配」なり「権力」の関係を分析しようとする、生産要素の稀少性など問題ではなく、生産要素がどのような社会的条件・社会関係で結合し、どのような主体が、生産諸条件のどのような構造的な位置を占め、遂行するかといった経済過程の社会的側面を見る必要が出てくる。詳しくは次号を参照してもらい以外ないが、とりあえず、リュシアン・デモニオ「アングロサクソンの問題系」(フランソワ・ブイヨン編『経済人類学の現在』法政大学出版会、1984年所収)28頁やアンリ・モニオ「フランス：マルクス主義人類学」(ブイヨン編、同上訳書所収)46-48頁やクロード・メイヤス「狩猟・採集社会における決定レベル」(山崎カヲル編『マルクス主義と経済人類学』柘植書房、1980年所収)54頁などを参照してほしい。

40) ここでいう「経営(体)構造」とは山本安次郎の「企業経営と事業経営との統一、とくに主体的統一としての経営すなわち経営存在」という広義の「経営」を想定している。山本安次郎「経営存在論」(山本安次郎／加藤勝康編『経営原論』文眞堂、1982年所収)32頁から引用。なお、「経営存在」のより詳しい分析の内容は片岡信之「経営構造分析」(山本・加藤編、同上書所収)57-58, 61-64頁でなされている。

37) なお、Gordonは明示的に「支配」＝ビジネス・リーダーシップと表現しているわけではないが、論理展開から考えてビジネスリーダーシップを「支配」に含ませっていると判断した。同様の指摘は、貞松茂『株式会社支配の研究』ミネルヴァ書房、1994年、46-47頁にもある。

38) 「支配の根拠をどこに置いているのか」という観点から既存理論を二つに類型化しているが、両パラダイムともに完全にどちらか一方のみ主張していると決めつけているわけではない。法パラダイムにおいて経営者の戦略的地位を指摘している論者も数多いし、組織パラダイムも株式の分散による所有権の変質を前提にした議論が多い。しかし、株式の所有構造変化と経営者の戦略的地位ということを同時に両方指摘したとしても、それは統一理論ではない。単なる「折衷」である。問題なのは根拠を異にする二つの立場を別の立場から包摂することである。

39) Galbraithがいう「稀少性仮説」は経済学(Economics)であってPolitical Economyではない)においては通用するだろうが、人類学の知見を考慮すると、すなわち、現代の社会科学の到達点から言う、とても支持しがたい。即時収益ノ

表 I ; 既存理論のパラダイム

法パラダイム	組織パラダイム
1. 「支配」概念の意味内容： 「取締役(会)の選出権」 ∴ 株式の分散 = 「支配」の「所有権」からの分離 = 経営者支配	1. 「支配」概念の意味内容： ① 支配対象に他人が接近するのを防止する能力 ② 支配対象のもたらす生産物の配分における特恵的扱い ∴ 経営構造の大規模化と複雑化 = 「経営者」 「ビジネス・リーダーシップ」 「テクノストラクチャ」が支配者
2. 理論的根拠： 所有権に「支配(力)」が付随	2. 理論的根拠： 経営(体)構造ないし組織体に付随
3. 「所有」概念との関連 ① 収益を得る機能 ② 権力を行使する機能 ③ 運営する機能 → 「近代的所有権」概念を前提 → ②が「支配」に相当	3. 「所有」概念との関連 「支配」とは → 生産手段の実質的所有 = 排他的占有
4. 代表的論者 Berle and Means・Lerner・Blumberg Perlo・Burch・Chevalier Fitch and Oppenheimer・Kotz・Scott Mintz and Schwartz 奥村宏・北原勇・三戸公・西山忠範	4. 代表的論者 Burnham Gordon Galbraith

II 既存理論が共有するパラダイムの吟味

この章では、上記のように規定した既存理論のパラダイムを維持した上で、実在した企業の事例研究を通じて、

- ① 各事例分析の結果 (第 1, 2, 3 節)
- ② 既存パラダイムの有効性と捕捉できない論点の指摘 (第 4 節)
- ③ 事例分析から得られるインプリケーション (第 5 節)

という順序で論述する。

1. 小規模個人企業の事例 (事例 I) を通じた二つのパラダイムの吟味

- (1) 事例 I を利用することの意義
- 理論的にも歴史的にも最も単純な企業形態で

ある小規模個人企業における支配権力の構造は、最も単純な形態で表出するはずであるとされ、既存パラダイムでは「資本家」が十全たる「支配力」を「独占的・排他的」に行使していると常識的に処理されることがほとんどである。

まず、法パラダイムについてであるが、その内容は法律的所有権に「支配力」が属性として付随しているというものであった。したがって、このパラダイムを根拠に論理展開すると、法律的所有権の存在如何で支配の存在形態が変位しなければならないことになる。すなわち、株式会社化以前の小規模個人企業段階では法律的所有権者が「支配力」を独占的に保持していなければならないわけである。

次に、組織パラダイムについてであるが、その内容は、経営体構造 (ないしそこにおける組織) に、「支配力」が付随するというものであ

表Ⅱ；既存パラダイムによる分析

	法パラダイム	組織パラダイム
切り込み口	1903年に所有権がイネから幸八へ移動する点に着目	所有経営者であるイネと幸八の経営者の側面に着目
パラダイムによる分析	イネから幸八へ「支配力」が推移と想定	戦略的意思決定過程の構成主体が支配力を保持と想定
事例による吟味	Ⅱの時期に幸八も戦略的意思決定過程を構成している	司令的支配権力の構成主体としてイネ(Ⅰ)→イネ+幸八(Ⅱ)→幸八(Ⅲ)を指摘

表Ⅲ；事例Ⅰにおける支配権力の重層的決定関係

	I (1884-1897)	Ⅱ (1897-1903)	Ⅲ (1904-1919)
法的所有権	イネ	イネ	幸八
司令的支配権力 ⁽¹⁾	イネ	イネ・幸八	幸八
制約的支配権力 ⁽²⁾	和市・幸八・問屋 熟練女工	ウメ・職人・女工	イネ・ウメ・職人 女工・競争企業
収益的支配権力 ⁽³⁾	染屋	染屋・問屋	染屋・問屋

(1) 「企業における生産関係（構造的支配）を再生産するために、直接的に発せられる、ある単位が持つ能力」と定義している。詳細は後述するが、とりあえず定義を掲げておく。なお、以下の権力概念の定義も詳細は後述する。

(2) 「司令的支配権力が行使される前になされる意思決定における認知情報に介入することで、行使される司令情報の選択可能性を制約する、ある単位が持つ能力」と定義している。

(3) 「自律的になされる司令的支配権力の行使を利用することによって、自らの目標を達成することができる、ある単位が持つ能力」と定義している。

る。この立場から論理展開すると、経営体における組織の存在形態如何で「支配力」の存在形態が変位しなければならない。すなわち、当該企業の経営者は、経営（体）構造において相対的に重要な機能的遂行主体であるという意味で、すなわち、経営者であるがゆえに、「支配力」を行使できるというわけである。

これら既存パラダイムの解釈はどこまで妥当性があるのだろうか。株式会社化以前の小規模個人企業—栗原（稲）工場の事例⁴¹⁾—を通

じて吟味した。

(2) 二つのパラダイムを維持した分析と筆者による分析との比較

二つのパラダイム維持したままで、栗原（稲）工場を分析すると表Ⅱのような結果になる。なお、イネとは創業者であり、和市がその弟、幸八がその息子、ウメは幸八の妻である。

また、筆者が実際に事例Ⅰを分析した結果を示しておく表Ⅲのようになる。

以上のような結果から、一体どういことが言えるだろうか。法パラダイムに従えば、1903年に突如として幸八が独占的に「支配力」を獲得することになる。しかし、実際には、法律的所有権の移動前から幸八は戦略的意思決定過程の構成主体となっており、所有権移動以後の時期でも、イネは一定の権力行使をしていた。

すなわち、法律的所有権者と司令的支配権力

41) 最も詳細な内容は、拙著『企業における支配権力の重層的決定関係』関西学院大学出版会、2003年の第二部であり、それを簡略化した論文として、拙稿「資本家支配の根拠(1)」『経済論叢』（京都大学）第168巻第3号（平成13年）、同「資本家支配の根拠(2)」『経済論叢』（京都大学）第168巻第4号（平成13年）がある。参照してほしい。

の担い手は一致する場合(時期Ⅰと時期Ⅲ)もあるわけだが、一致しない場合(時期Ⅱ)もあるということである。この事実、法律的所有権に「支配(力)」(司令的支配権力)が付随しているとは必ずしも言えないことになるわけであるから、法律的所有権を基準にした権力分析には限界があると言える。

また、所有権と司令的支配権力が一致した時期を見てみても、「資本家」は資産家であることや法律的所有権者という抽象性を根拠に司令的支配権力を行使していたのではなかったことが判明した。「資本家」は資本運動を媒介する効率的な「機能的媒介主体」であるという範囲で支配権力を行使できたのであり、増殖運動にどれだけ有効な活動をなし得るかということがその存在根拠であった。すなわち、「資本家」概念は、法律的所有権を基準に規定するのではなく、経営体構造における活動体系の構造分析を通じて規定されなければならないことが示唆される⁴²⁾。

さらに、筆者の権力構造分析を見てもらえればわかるとおり、「所有経営者」でさえ、独占的・排他的権力を行使し得ていないということである。すなわち、既存パラダイムに「支配力」の実質的内容と想定されている司令的支配権力でさえ、他の権力タイプとの重層的決定(overdetermination)⁴³⁾関係を通じて行使され

ていたのである。この事実は、近代的所有権が想定している「排他的独占性」は擬制であり、権力分析をするのであれば、近代的所有権が想定する「使用・収益・処分」をはじめとする活動内容を具体的に吟味しなければならないことを示唆してくれている。

他方、組織パラダイムでは、経営者の側面に着目することになるわけであるから、事例Ⅰの場合、所有経営者の経営者の側面に焦点を当てることになる。したがって、表Ⅱにも示した通り、戦略的意思決定過程の構成主体の推移(イネ→イネ+幸八→幸八)を指摘できるわけである。

2. 閉鎖的所有構造下の株式会社の事例(事例Ⅱ)

を通じた二つのパラダイムの吟味

(1) 事例Ⅱを利用することの意義

事例Ⅰは株式会社化した企業ではないことから、直接的に株式所有権者なり専門経営者なりの権力の根拠が吟味されたわけではなかった。そこで、事例Ⅱでは、経営規模が事例Ⅰより大きく、なおかつ株式会社化した段階の企業を吟味した。

法パラダイムの論理では、株式会社化後も、閉鎖的な株式所有構造下では大株主(群)が独占的に「支配(力)」(司令的支配権力)を保持することになるし、他方、組織パラダイムでは芝浦レベルの経営者に焦点を当て、「支配者」と規定することになるだろう。

このような状況を吟味するために、三井財閥内芝浦製作所を事例⁴⁴⁾として設定して分析した。

42) 現代社会の構造的特質は「資本運動」を中心に編成される点にある。資本主義社会は「資本」主義なのであって、「資本家」主義ではない。社会が持つ構造的特質についての議論は第Ⅲ章で詳説される。なお、「資本」主義を「資本家」主義として規定して、現代社会を脱資本主義なり組織社会とする論者は数多い。代表的論者として西山忠範が挙げられるだろう。西山忠範『支配構造論：日本資本主義の崩壊』文真堂、1980年、同『脱資本主義分析：新しい社会の開幕』文真堂、1983年などを参照せよ。

43) 周知のように、Althusser が社会構造分析のために導入した概念である。元来は精神分析の用語であって、複数の原因が折り重なって一つの出来事を形成することをいう。「多元決定」や「重複決定」とも言われる。構造はつねに重層的に決定されており、単一の原因に還元できないと考え

ゝることから、閉じた構造論を乗り越え、動的で開放的な構造論となる。

44) 最も詳細な内容は、拙著前掲書の第三部であり、それを簡略化した論文として、拙稿「閉鎖的所有構造下における経営者支配の根拠(1)」『経済論叢』(京都大学)第170巻第2号(平成14年)、同「閉鎖的所有構造下における経営者支配の根拠(2)」『経済論叢』(京都大学)第170巻第5・6号(平成14年)がある。参照してほしい。

表Ⅳ；既存パラダイムによる分析

	法パラダイム	組織パラダイム
切り込み口	1904年に株式会社化するために、同族は所有者から独占的大株主へ	専門経営者としての芝浦経営者に着目
パラダイムによる分析	三井同族が一貫して支配力を保持と想定	戦略的意思決定過程の構成主体が支配力を保持と想定
事例による吟味	①株式会社化する以前(Ⅰ)も以後(Ⅱ)も戦略的意思決定過程に介入せず ②Ⅰの時期に芝浦経営者が交代しているが、同族は収益性のみを判断基準	司令的支配権力の構成主体としての本社重役+芝浦重役(Ⅰ)→芝浦重役(Ⅱ)を指摘

表Ⅴ；事例Ⅱにおける支配権力の重層的決定関係

	Ⅰ (1893-1898)	Ⅱ (1899-1921)
所有権	三井同族(法的所有者)	三井同族(株式所有者)
司令的支配権力	本社重役・芝浦重役・(親方熟練工)	芝浦重役
制約的支配権力	技術者・親方的熟練工 現場労働者	本社重役・技術者 現場管理者・現場労働者
収益的支配権力	三井同族	三井同族・GE・三井物産

(2) 二つのパラダイムを維持した分析と筆者による分析との比較

二つのパラダイムを維持して、事例Ⅱを分析すると表Ⅳのようになる。

また、筆者による分析をまとめると表Ⅴのようになる。

まず、法パラダイムについて考えてみる。事例Ⅱは、株式会社化する以前の個人企業段階から株式会社化することで所有が二重化するものの、株式は閉鎖的に所有されている段階へ移行する時期に、意図的に設定されている。法パラダイムの論理では、法律的所有権者(Ⅰの時期)もしくは大株主(Ⅱの時期)である三井同族が、独占的に「支配(力)」(司令的支配権力)を行使しなければならない。しかし、法律的所有権者なり大株主は、実際には一貫して収益的支配権力を行使したにすぎなかった。事例Ⅰの場合と違って、所有権に付随しているはず

の司令的支配権力(法パラダイムの中心論理)はどこかへ移動してしまったのだろうか。なぜ収益的支配権力が付随しているのだろうか。

この事例に関して言うと、事例Ⅰと違って、芝浦製作所は前身である田中製作所が経営危機を起こしたことで、当時金融関係のあった三井財閥の傘下になったという経緯が考慮される必要がある。すなわち、三井同族の所有者らは経営規模の巨大化と経営構造の複雑化という問題を解決する「所有経営者」としてでなく、「単なる所有者」だったのであり、はじめから「所有(者)と経営(者)とが(人格的に)分離」していたのである。

したがって、事例Ⅰと比較すると、同じ「法律的所有権者」であるのにも拘わらず、付随している権力タイプが違うわけであるから、法律的所有権を基準に司令的支配権力を指定する法パラダイムの分析方法は、権力構造分析として

表Ⅵ；既存パラダイムによる分析

	法パラダイム	組織パラダイム
切り込み口	久原鉱業は(Ⅱ)に分散化をしはじめ、日立は1920年に株式会社化し、1933年以降に株式分散化傾向	専門経営者としての日立経営者に着目
パラダイムによる分析	所有者(久原・鮎川)が一貫して支配力を保持と想定	戦略的意思決定過程の構成主体が支配力を保持と想定
事例による吟味	①株式会社化以前(Ⅰ)も以後(Ⅱ)も戦略的意思決定過程に介入せず ②日立経営者と対立しても解任できず ③株式分散が日立経営者の司令的支配権力獲得の契機ではなかった	司令的支配権力の構成主体としての日立重役(Ⅰ)(Ⅱ)を指摘

表Ⅶ；事例Ⅲにおける支配権力の重層的決定関係

	I (1906-1917)	Ⅱ (1918-1940)
所有権	久原房之助(法的/株式所有者)	久原系大株主からその他大勢
司令的支配権力	日立重役	日立重役
制約的支配権力	所有者(久原)・本社重役 技術者(現場管理者)・現場労働者	所有者(久原・鮎川)・金融機関 役付工・現場管理者・現場労働者
収益的支配権力	久原本社(日立鉱山)	久原本社・日産本社・金融機関

限界があることが再確認できる。

さらに、「所有者」が担う経営機能の差異によって、事例Ⅰでは「所有経営者」、事例Ⅱでは「単なる所有者」と規定できたわけであるから、「所有と経営の一致」というときの「所有」と「所有と経営の分離」というときの「所有」とは、言葉が同じでも意味する内容(担う経営機能)が違うということも判明した。これは「所有」概念の再考にとっても非常に大きな意味を持つことにもなるだろう。なぜなら、法パラダイムに属する論者(組織パラダイムの方もそうだが)は、「所有経営者」に付随する司令的支配権力を「支配力」と先験的に前提化し、株式会社化後の「単なる所有者」の権力を連想していることがほとんどだからである。

次に、組織パラダイムについて吟味してみる。このパラダイムでは、事例Ⅰ同様、戦略的

意思決定過程の構成主体としての経営者に注目し、その主体を「支配者」とであると措定する。したがって、司令的支配権力の担い手を、時期Ⅰであれば本社重役・芝浦重役・親方的熟練工を、時期Ⅱであれば芝浦重役を、直接的に指摘できていると言える。

3. 開放的所有構造下の株式会社の事例(事例Ⅲ) を通じた二つのパラダイムの吟味

(1) 事例Ⅲを利用することの意義

事例Ⅱで扱った時期の芝浦は株式会社化してはいるが、三井本社・芝浦製作所ともに株式を公開していない時期を意図的に選定したのであった。すなわち、企業支配論の中心的論点である「株式が分散化した状況での支配構造分析」としては不十分であった。そこで、事例Ⅲでは、株式が分散していく企業における支配構

造の変動分析を吟味した。

法パラダイムの論理では、株式が分散化すると、「支配（力）」を行使するはずの主体（株式所有権者）が消滅してしまうために、行き場のなくなった「支配力」が専門経営者に移動していくと解釈する。他方、組織パラダイムの論理では、日立レベルの経営者に焦点を当て、「支配者」であると措定することになる。

このような既存パラダイムの解釈が、久原・日産財閥内日立製作所の事例⁴⁵⁾でどこまで妥当性があるかを吟味した。

(2) 二つのパラダイムを維持した分析と筆者による分析との比較

二つのパラダイムを維持して、事例Ⅲを分析すると表Ⅵのようになる。

また、筆者による事例分析を掲げておくと、表Ⅶのようになる。

まず、法パラダイムについてであるが、事例Ⅲは、個人企業の一修理工場から出発し、株式会社化を経て、株式が分散する時期に時代設定がなされており、株式の分散過程における権力構造の変移を吟味しようという意図がある。法パラダイムに従うと、この事例に関しては、法律的所有権者（久原房之助）なり大株主（久原系大株主）が独占的に行使しているはずの「支配（力）」（司令的支配権力）が、株式の分散化過程を経て、突如、専門経営者（小平浪平）に移動しなければならない。

しかし、実際には、事例Ⅲでも法律的所有権者なり大株主は制約的支配権力・収益的支配権力の担い手にすぎず、株式分散化する以前から、日立レベルの専門経営者が一貫して司令的支配権力を行使していた。特に、修理工場で

あった時などは個人企業（久原房之助所有）の一部門なのであるから、法律的所有権者である久原房之助が独占的支配権力を行使できうはずであったのに（法パラダイムに依れば）、専門経営者である小平が司令的支配権力を行使していた⁴⁶⁾。

このことから、株式の分散化という現象は資金調達構造の形態変化（高度化）であったということは言えたとしても、司令的支配権力を変移させるものではなかったのであり、この事例でも法パラダイムは限界を露呈しているといえる。

小平をはじめとする現場経営者が司令的支配権力を行使できたのは、事例Ⅱ同様、日立製作所の発足時の経緯が考慮されなければならない。日立製作所は小平の経営理念を体現したような修理工場を原点にしていたのであり、技術的にも、所有権者である久原房之助が介入できる余地などなかったし、日立鉱山において、小平が占める経営構造的な位置を考慮すると、小平が言うことを聞かないという理由で無碍に解任してしまっただけで、日立鉱山自体の経営が成り立たなくなるという現実が存在していたのである。

次に、組織パラダイムであるが、これまでの二つの事例と同様、戦略的意思決定過程の具体的分析から、その構成主体である日立レベルの経営者を「支配者」として措定することになり、司令的支配権力の構成主体を直接的に指摘できていると言える。

（未完）

（受理 2003年12月24日）

45) 最も詳細な内容は、拙著前掲書の第四部であり、それを簡略化した論文として、拙稿「開放的所有構造下における経営者支配の根拠(1)」『経済論叢』（京都大学）第171巻第5・6号（平成15年）、同「開放的所有構造下における経営者支配の根拠(2)」『経済論叢』（京都大学）第172巻第2号（平成15年）がある。参照してほしい。

46) ここでも、事例Ⅰで指摘した通りのこと、すなわち、法律的所有権者は所有権という抽象性を根拠に権力を担うわけではないことが端的に示されている。権力分析には、経営構造においてどういう機能的担い手であるのかということの方が重要なのである。